

上場インデックスファンド 中国 A 株 (パンダ) CSI300

上場パンダ (愛称)

追加型投信 / 海外 / 株式 / E T F / インデックス型

本書は金融商品取引法 (昭和 23 年法律第 25 号) 第 13 条の規定に基づく目論見書です。
ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みいただき、ご自身でご判断ください。

ファンドに関する金融商品取引法第 15 条第 3 項に規定する目論見書 (以下「請求目論見書」といいます。) は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。また、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載しています。

ファンドの基準価額、販売会社などについては、以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。

< 委託会社 > [ファンドの運用の指図を行なう者]

日興アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第 368 号

ホームページアドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター電話番号 0120-25-1404 (午前 9 時 ~ 午後 5 時。土、日、祝・休日は除きます。)

< 受託会社 > [ファンドの財産の保管および管理を行なう者]

野村信託銀行株式会社

ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律 (昭和 26 年法律第 198 号) に基づき事前に投資者 (受益者) の意向を確認いたします。

ファンドの財産は、信託法 (平成 18 年法律第 108 号) に基づき受託会社において分別管理されています。

この目論見書により行なう「上場インデックスファンド中国 A 株 (パンダ) CSI300」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第 5 条の規定により有価証券届出書を 2012 年 4 月 13 日に関東財務局長に提出しており、2012 年 4 月 29 日にその効力が発生しております。

商品分類					属性区分					
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
追加型	海外	株式	E T F	インデックス型	その他資産 (投資信託証券 (株式、一般))	年 1 回	アジア	ファンド・オブ・ファンズ	なし	その他 (CSI300 指数)

商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

< 委託会社の情報 >

委託会社名 日興アセットマネジメント株式会社

設立年月日 1959 年 12 月 1 日

資本金 173 億 6,304 万円

運用する投資信託財産の

合計純資産総額 6 兆 8,506 億円

(2012 年 1 月末現在)

設定・運用は

日興アセットマネジメント

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

主として、円換算した CSI300 指数の動きに連動する投資成果をめざす投資信託証券に投資を行なうことにより、CSI300 指数に採用されている銘柄の株式を実質的な投資対象とし、円換算した同指数の動きと基準価額が高位に連動することをめざします。

CSI300 指数は、上海証券取引所（中国語名称「上海証券交易所」）および深セン証券取引所（中国語名称「深セン証券交易所」）に上場されている全 A 株のうち、時価総額および流動性の高い 300 銘柄で構成されており、中国の株価を代表する指数です。指数の算出方法は、浮動株比率を調整した時価総額加重平均方式です。基準時を 2004 年 12 月 31 日とし、その日の時価総額を 1,000 とし、その後の時価総額を指数化したものです。

有償増資、新規上場および上場廃止など、市況以外の要因による時価総額の変動に影響されないよう時価総額を修正し、指数の連続性を確保しています。

$$\text{CSI300指数} = \frac{\text{算出時の時価総額}}{\text{基準時の時価総額}} \times 1,000$$

CSI 指数は、中証指数有限公司（China Securities Index Co., LTD）によって計算されます。中証指数有限公司、上海証券取引所および深セン証券取引所は CSI300 指数の正確性を確保するために一切の必要な手段を講じます。しかしながら、中証指数有限公司、上海証券取引所および深セン証券取引所は、過失の有無にかかわらず、CSI300 指数のいかなる誤りについて、いかなる者に対しても責任を負わず、中証指数有限公司、上海証券取引所および深セン証券取引所は、CSI300 指数のいかなる誤りについても、いかなる者に対しても通知する義務を負いません。

指数にかかわる価値や銘柄リストといった著作権は中証指数有限公司に属します。

ファンドの特色

当ファンドは、契約型の投資信託ですが、以下の点で通常の投資信託とは異なる仕組みが採り入れられています。

受益権を東京証券取引所に上場しており、取引時間中であればいつでも売買が可能です。

- ・ 売買単位は 10 口単位です。（有価証券届出書提出日現在）
 - ・ 売買手数料は、取扱会社が定めるものによります。
 - ・ 取引方法は原則として株式と同様です。
- 詳しくは、取扱会社へお問い合わせください。

解約請求による途中換金をすることはできません。

受益権をもって投資信託証券と交換することができます。

申込時に取得された受益権の口数と、交換時に必要とされる口数は一致するものではありません。

交換に用いられる投資信託証券は、「CSI300 インデックスオープン（適格機関投資家転売制限付）」とします。当該投資信託証券は、勧誘の相手方の人数について 49 人以下とする制限があります。この場合における人数の計算については、適格機関投資家は除くものとします。なお、当該投資信託証券を取得した適格機関投資家は、他の適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡は行なわないものとします。

投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。

< CSI300インデックスファンド（適格機関投資家向け） >

主として、「中国A株 CSI300インデックスマザーファンド」に投資を行ない、円換算したCSI300指数の動きに連動する投資成果をめざして運用を行ないます。

< CSI300インデックスオープン（適格機関投資家転売制限付） >

主として、「中国A株 CSI300インデックスマザーファンド」に投資を行ない、円換算したCSI300指数の動きに連動する投資成果をめざして運用を行ないます。

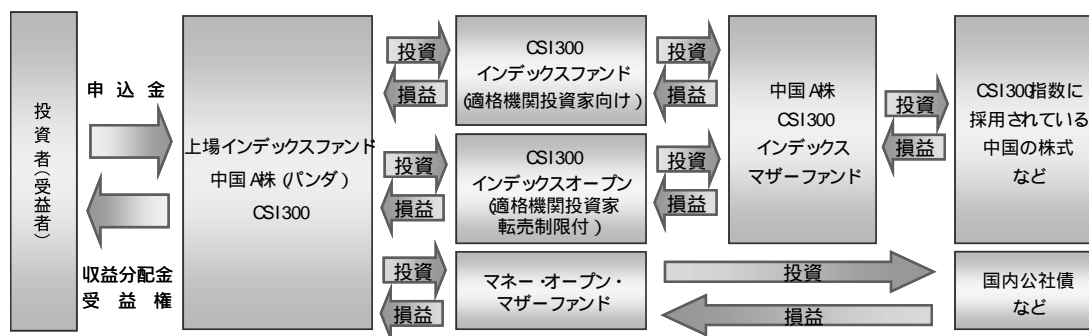
（ご参考）中国A株 CSI300インデックスマザーファンド

主として、中国企業の人民元建株式に投資を行ない、円換算したCSI300指数の動きに連動する投資成果をめざします。

< マネー・オープン・マザーファンド >

公社債への投資により、安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。

《ファンドの仕組み》



主な投資制限

- ・ 投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
- ・ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

分配方針

- ・ 信託財産から生ずる配当等収益などから諸経費などを控除後、全額分配することを原則とします。
将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

投資リスク

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。基準価額変動リスクの大きいファンドですので、お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

基準価額の変動要因

投資者の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様には帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

当ファンドは、主に株式を実質的な投資対象としますので、株式の価格の下落や、株式の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

- 株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。
- 新興国の株式は、先進国の株式に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。
- 公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。

流動性リスク

- 市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。
- 新興国の株式は、先進国の株式に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高まる場合があります。

信用リスク

- 投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト（債務不履行）や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。
- 公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。

為替変動リスク

- 外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。
- 一般に新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて為替変動が大きくなる場合があります。

カントリー・リスク

- ・投資対象国における非常事態など（金融危機、財政上の理由による国自体のデフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）を含む市況動向や資金動向などによっては、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあり、投資方針に従った運用ができない場合があります。
- ・一般に新興国は、情報の開示などが先進国に比べて充分でない、あるいは正確な情報の入手が遅延する場合があります。

有価証券の貸付などにおけるリスク

- ・有価証券の貸付行為などにおいては、取引相手先リスク（取引の相手方の倒産などにより貸付契約が不履行になったり、契約が解除されたりするリスク）を伴ない、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。貸付契約が不履行や契約解除の事態を受けて、貸付契約に基づく担保金を用いて清算手続きを行なう場合においても、買戻しを行なう際に、市場の時価変動などにより調達コストが担保金を上回る可能性もあり、不足金額をファンドが負担することにより、その結果ファンドに損害が発生する恐れがあります。

< 中国企業の人民元建株式におけるリスクおよび留意点 >

回金遅延リスク

- ・中国の国家外貨管理局（SAFE）はその裁量で中国の外貨収支残高状況などを理由として、日本国内への元金および収益の送金を規制することができます。したがって、想定したスケジュール通りに信託財産の回金が行なえない可能性があります。回金が遅れる場合は、ファンドにおいて、換金代金等の支払いが遅延することがあります。

証券市場を取り巻く制度および制約

- ・中国の証券市場および証券投資に関する枠組み（決済システムなど市場インフラを含みます。）には、様々な制限および制約があります。これらの制限および制約は、大部分が中国証券監督管理委員会（CSRC）および国家外貨管理局（SAFE）の裁量によって行なわれます。
- ・海外からの投資規制や海外への送金規制などの種々の規制が緊急に導入されたり、あるいは政策の変更などによる新たな規制が設けられた場合には、投資対象市場が著しい悪影響を被る可能性があります。

< 円換算した CSI300指数と基準価額の主なカイ離要因 >

当ファンドは、基準価額の変動率を円換算した CSI300 指数の変動率に一致させることをめざしますが、当ファンドおよび投資対象とする投資信託証券には、次のような要因があるため、同指数と一致した推移をすることをお約束できるものではありません。

- ・資金の流入から実際に投資信託証券を買い付けるタイミングのずれの発生。
- ・CSI300 指数の採用銘柄以外の銘柄に投資をすることがあること、CSI300 指数の採用銘柄の変更や資本異動などによってポートフォリオの調整が行なわれる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること、また、信託報酬、売買委託手数料、監査費用などの費用をファンドが負担すること。
- ・組入銘柄の配当金や有価証券の貸付による品貸料が発生すること。
- ・先物取引等のデリバティブ取引を利用した場合、当該取引の値動きと CSI300 指数の採用銘柄の一部または全部の値動きが一致しないこと。

金融商品取引所で取引される市場価格と基準価額のカイ離

当ファンドは東京証券取引所に上場され公に取引されますが、市場価格は、主に当ファンドの需要、当ファンドの運用成果および投資者が代替的な投資と比較して当ファンドが全般的にどの程度魅力的であるか、などの評価に左右されます。したがって、当ファンドの市場価格が、基準価額を下回って取引されるかまたは上回って取引されるかは予測することはできません。

ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

リスクの管理体制

リスク・パフォーマンスの評価・分析とリスク管理および法令などの遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理 / コンプライアンス業務担当部門が担当しています。

上記部門はリスク管理 / コンプライアンス関連の委員会へ報告 提案を行なうと共に、必要に応じて運用部門に改善案策定の指示などを行ない、適切な運用体制を維持できるように努めています。

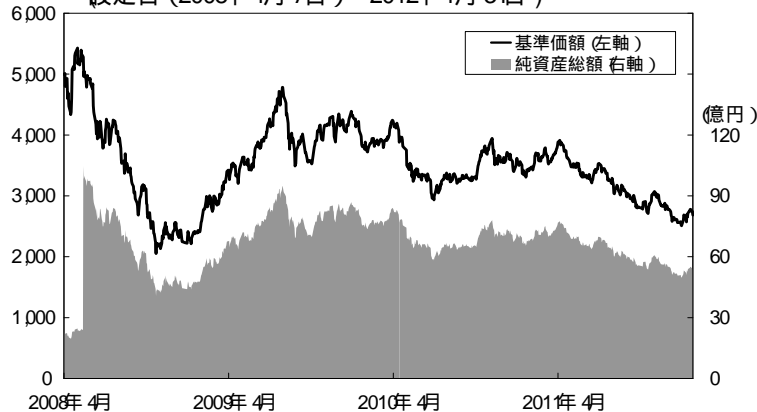
上記体制は 2012年 1 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

運用実績

2012年 1 月 31日現在

基準価額・純資産の推移

(円) 設定日 (2008年 4月 7日) ~ 2012年 1月 31日)



基準価額.....2,684円

純資産総額.....53.14億円

基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後の 1 口当たりの値です。

分配の推移（税引前、1口当たり）

2009年 1月	2010年 1月	2011年 1月	2012年 1月	設定来累計
円	円	円	円	円

主要な資産の状況

<資産構成比率>

組入資産	比率
CSI300インデックスファンド(適格機関投資家向け)	99.96%
CSI300インデックスオープン(適格機関投資家転売制限付)	0.01%
マネー・オープン・マザーファンド	0.00%
現金その他	0.03%

対純資産総額比です。

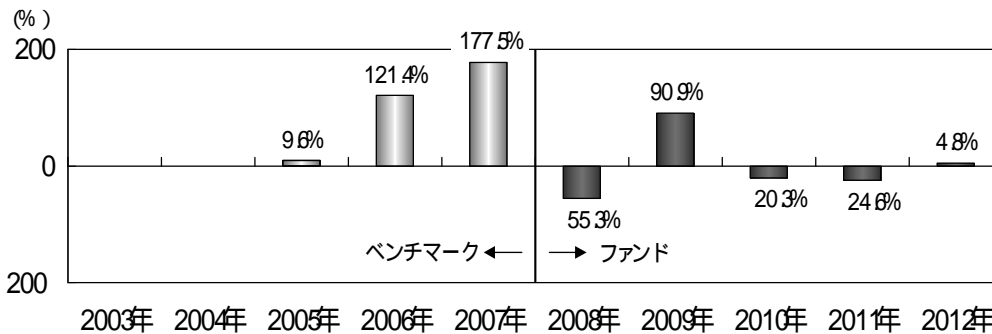
<組入上位銘柄>

中国A株CSI300インデックスマザーファンド

銘柄	通貨	業種	比率
1 CHINA MERCHANTS BANK	人民元	銀行	3.30%
2 CHINA MINSHENG BANKING-A	人民元	銀行	3.02%
3 PING AN INSURANCE GROUP CO-A	人民元	保険	2.71%
4 BANK OF COMMUNICATIONS CO-A	人民元	銀行	2.33%
5 INDUSTRIAL BANK CO LTD	人民元	銀行	2.19%
6 SHANGHAI PUDONG DEVEL BANK-A	人民元	銀行	2.17%
7 CHINA SHENJIA ENERGY CO -A	人民元	エネルギー	1.85%
8 KWEICHOW MOUTAI CO LTD-A	人民元	食品・飲料・タバコ	1.60%
9 CITIC SECURITIES CO-A SHARES	人民元	各種金融	1.54%
10 CHINA VANKE CO LTD -A	人民元	不動産	1.53%

中国A株CSI300インデックスマザーファンドの対純資産総額比です。

年間収益率の推移



ファンドの年間収益率は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。
 2007年以前は、ベンチマーク(円換算したCSI300指数)の収益率を表示しております。
 CSI300指数は2004年12月31日が基準日となっております。
 ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
 2008年は、設定時から2008年末までの騰落率です。
 2012年は、2012年1月末までの騰落率です。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	10万口以上で販売会社が定める単位 販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額 ・毎月 16 日（日本の銀行、上海証券取引所、深セン証券取引所または中国の銀行が休業日の場合は、翌日以降の日本の銀行、上海証券取引所、深セン証券取引所および中国の銀行のいずれもが営業日である日）を購入申込受付日とします。
購入代金	販売会社が指定する日までにお支払いください。
購入制限	購入申込受付可能額は、中国 Q F I I 制度における投資枠の上限を超えない範囲で購入申込受付が可能な額とします。
解約請求	解約の請求をすることはできません。
交換単位	10 万口以上の受益権をもって、当該受益権の信託財産に対する持分に相当する特定の投資信託証券との交換ができます。 交換に用いられる投資信託証券は、「CSI300 インデックスオープン（適格機関投資家転売制限付）」とします。 交換により取得した「CSI300 インデックスオープン（適格機関投資家転売制限付）」については、受益者は、毎月 16 日（日本の銀行、上海証券取引所、深セン証券取引所または中国の銀行が休業日の場合は、翌日以降の日本の銀行、上海証券取引所、深セン証券取引所および中国の銀行のいずれもが営業日である日）を換金申込受付日として、換金の申込みを行なうことができます。
交換価額	交換請求受付日の翌営業日の基準価額
交換代金	原則として、交換請求受付日から起算して 5 営業日目から信託財産に属する投資信託証券の交付を行ないます。
買取請求	保有する受益権口数が金融商品取引所の定める取引単位に満たない場合などは、当該受益権の買取りを請求することができます。
申込締切時間	＜購入＞ 購入申込受付日の属する月の 1 日（休業日の場合は翌営業日）から 10 日（休業日の場合は前営業日）の午後 3 時までを購入の申込受付期間として、購入の申込みを受け付けます。 ＜交換・買取り＞ 原則として、販売会社の営業日の午後 3 時までに販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。 受付時間は販売会社によって異なる場合があります。
購入の申込期間	2012年 5 月 1 日から 2013年 4 月 10日まで 2013 年 5 月 1 日以降の申込期間については、あらたに有価証券届出書を提出することによって更新されます。

購入申込・交換請求 ・買取請求受付の 中止及び取消し	委託会社は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少などにより約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れがあると判断した場合、その他やむを得ない事情があるときは、購入申込・交換請求・買取請求の受付を中止すること、および既に受け付けた購入申込・交換請求・買取請求の受付を取り消すことができます。
信託期間	無期限（2008年4月7日設定）
繰上償還	次のいずれかの場合等には、繰上償還します。 <ul style="list-style-type: none"> ・受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合 ・CSI300指数が廃止された場合 ・CSI300指数の計算方法の変更などに伴って委託会社または受託会社が必要と認めた信託約款の変更が、書面決議の結果、行なわれないこととなった場合 次のいずれかの場合等には、繰上償還することがあります。 <ul style="list-style-type: none"> ・ファンドの純資産総額が10億円を下回ることとなった場合 ・繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎年1月20日
収益分配	年1回、分配方針に基づいて分配を行いません。 原則として受託会社が、毎計算期間終了後40日以内の委託会社の指定する日に、受益者があらかじめ指定した預金口座などに振り込みます。なお、受益者が取扱会社と別途収益分配金の取扱いに係る契約を締結している場合は、当該契約にしたがい支払われるものとします。
信託金の限度額	1兆円
公告	電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。 ホームページアドレス http://www.nikkoam.com/ なお、やむを得ない事由により公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	投資信託及び投資法人に関する法律により、運用報告書の作成・交付は行ないません。
課税関係	課税上は、上場証券投資信託として取り扱われます。 <ul style="list-style-type: none"> ・配当控除の適用はありません。 ・益金不算入制度は適用されません。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用											
購入時手数料	販売会社が独自に定める額 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。										
交換（買取）時手数料	販売会社が独自に定める額 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。										
信託財産留保額	ありません。										
投資者が信託財産で間接的に負担する費用											
運用管理費用 （信託報酬）	当ファンド	<p>ファンドの日々の純資産総額に対し年率 0.21%（税抜 0.2%）以内 運用管理費用は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。</p> <p style="text-align: center;">＜運用管理費用の配分＞</p> <p>上記が 0.21%（税抜 0.2%）（有価証券届出書提出日現在）の場合</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="3">運用管理費用（年率）</th> </tr> <tr> <th>合計</th> <th>委託会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">0.2100% （0.20%）</td> <td style="text-align: center;">0.1575% （0.15%）</td> <td style="text-align: center;">0.0525% （0.05%）</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">括弧内は税抜です。</p>	運用管理費用（年率）			合計	委託会社	受託会社	0.2100% （0.20%）	0.1575% （0.15%）	0.0525% （0.05%）
	運用管理費用（年率）										
	合計	委託会社	受託会社								
0.2100% （0.20%）	0.1575% （0.15%）	0.0525% （0.05%）									
投資対象とする 投資信託証券	純資産総額に対し年率 0.7875%（税抜 0.75%）程度										
実質的な負担	純資産総額に対し年率 0.9975%（税抜 0.95%）程度 投資対象とする投資信託証券の組入比率や当該投資信託証券の変更などにより変動します。										
その他の 費用・手数料	諸費用 （目論見書の 作成費用など）	ファンドの日々の純資産総額に対し年率 0.1%以内 目論見書の作成および交付に係る費用、監査費用、ファンドの上場に係る費用、「CSI300 指数」の標章使用料などは、委託会社が定めた時期に、信託財産から支払われます。									
	売買委託 手数料など	組入有価証券の売買委託手数料、立替金の利息などがその都度、信託財産から支払われます。 運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することはできません。									

投資者の皆様にご負担いただくファンドの費用などの合計額については、保有期間や運用の状況などに
応じて異なりますので、表示することができません。

税金

個人投資者の場合の課税の取扱いです。

1) 受益権の売却時の課税

- ・売却時の差益（譲渡益）については譲渡所得として、10%*（所得税7%および地方税3%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、10%*（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

2) 収益分配金の受取り時の課税

- ・収益分配金は配当所得として、10%*（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

3) 受益権と投資信託証券との交換

- ・受益権と投資信託証券との交換についても受益権の譲渡として、受益権の売却時と同様の取扱いとなります。

確定申告等により、売却時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等（申告分離課税を選択したものに限り、）と損益通算が可能です。また、売却時の差益（譲渡益）および収益分配金（申告分離課税を選択したものに限り、）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

* 2013年1月1日以降は10.147%の税率となる予定です。

上記は、2012年4月13日現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

法人の場合は上記とは異なります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

nikko am